2023 年 2 月号

フクシマ社会保険労務士事務所たより

連絡先:〒286-0041
千葉県成田市飯田町 143-80-312
電　話 ： 0476-37-8770
FAX ：　0476-37-8810
e－mail:info@fuku-roumu.com
特定社会保険労務士　福島　富生

2023 年の労務イベントとその対応

◆「賃金」に関する改正への対応

４月１日以降、月 60 時間超の時間外労働の割増賃金率が 50%（深夜割増賃金率は 75%）となります（引上げ分の割増賃金支払いに代えて有給の休暇（代替休暇）の付与も可能）。就業規則等の見直しの要否とあわせて、残業の申請・承認、残業時間が長い従業員への健康管理も含めた注意喚起など、長時間労働を抑制する取組みができているか確認しておきましょう。

また、2020 年４月以降賃金請求権の消滅時効期間が３年に延長されており、４月１日以降、過去３年分の賃金請求権が発生します。賃金不払いをめぐるトラブル予防のため、労働時間把握や集計、割増賃金計算などに不備がないか確認しておきましょう。

さらに、デジタルマネーによる賃金支払いも導入されます。若い従業員などが希望する可能性もありますから、対応を検討しておきましょう。

◆「データ公表義務」への対応

2022 年７月施行の改正女性活躍推進法により、次の事業年度の開始後概ね３カ月以内での「男女賃金の差異」の情報公表が、301 人以上の企業で義務化されています。厚生労働省のデータベース等での公表のほか、働きやすさを示すデータとして募集時に活用されることも考えられます。義務化の対象となっていない企業においても対応を検討しておきましょう。

また、４月以降、常時雇用 1,000 人超の事業主に、育児休業等の取得状況の年 1 回公表が義務づけられます。江崎グリコ株式会社による昨年９月の調査で、パパ育休制度を認知している人の７割超が利用したいと回答するなど、利用しやすい環境が整っているかも関心を集めていますので、こちらも対応を検討しておくとよいでしょう。

【厚生労働省リーフレット「月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」】
https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf

【厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）について」】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03_00028.html

【厚生労働省「女性の活躍に関する「情報公表」が変わります」】
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000962289.pdf

【厚生労働省「「育児休業平均取得日数」を公表する場合の公表・計算例について」】
https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001029777.pdf

高年齢者就業確保措置の実施状況
～厚労省「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

◆令和３年４月から努力義務となっている高年齢者就業確保措置

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65 歳までの高齢者雇用確保措置が義務付けられていますが、令和３年４月からは 70 歳までを対象に、「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」（創業支援等措置）など、雇用によらない措置（高年齢者就業確保措置）を講じることが努力義務とされています。

人手不足の状況が続く中、高齢者の活用は企業にとって喫緊の課題となっているといえますが、企業の高年齢者就業確保措置の実施状況についてはどのようになっているのでしょうか。

◆70 歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は3割弱

厚生労働省が公表した令和４年「高年齢者雇用状況等報告」（６月１日現在）によると、70 歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は 65,782 社（27.9%）［前年比 2.3 ポイント増］となっています。また、中小企業では 28.5%［同 2.3 ポイント増］、大企業では 20.4%［同 2.6 ポイント増］となっており、中小企業のほうが取組みが進んでいることがわかります。

◆継続雇用制度の導入が最多

また、70 歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳を見ると、「継続雇用制度の導入」が 51,426 社（21.8%）［同 2.1 ポイント増］で最も多く、次いで「定年制の廃止」9,248 社（3.9%）［同 0.1 ポイント減］、「定年の引上げ」4,995 社（2.1%）［同 0.2 ポイント増］、「創業支援等措置の導入」113 社（0.1%）［変動なし］と続いています。

新しく設けられた創業支援等措置の導入などはまだこれからという状況のようです。今後は、人手不足等の状況も踏まえて、他社に先んじた取組みの検討が必要になるでしょう。

【厚生労働省「令和４年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果」】
https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/000955633.pdf

コロナ禍における職業生活のストレスに関する調査結果

◆コロナ禍で仕事のストレスはどう変わった？

日本労働組合総連合会（連合）は、コロナ禍における職業生活に関する意識や実態、ストレスの状況を把握するために、「コロナ禍における職業生活のストレスに関する調査 2022」を行い、その結果を公表しました（18～65 歳の被雇用者 1,000 名の回答を集計）。

調査では、「コロナ禍前と比べて、仕事や職業生活に関してのストレスが増えた」と答えた方が 36.6%いました。働き方や仕事の進め方などが変わったことにより、人間関係や仕事量の変化などのストレス要因が増えたためと見られます。一方で、「変わらない」が 55.1%、「減った」が 8.3%と、変化にうまく適応できた方も多かったことがうかがえます。

◆ストレスを感じている人は 74.3%

現在、自分の仕事や職業生活に関して、「強い不安、悩み、ストレス」となっていると感じるものは何か聞いたところ、「職場の人間関係」（30.9%）が最も高くなり、「仕事の量」（22.8%）、「地位・待遇」（19.9%）と続き、何らかのストレスを感じている人の割合は 74.3%にのぼりました。労働者のパフォーマンスを上げるためにも、企業はこうしたストレスを軽減させる努力をしたいものです。

◆適正な人員配置・組織体制を目指そう

働くうえでのストレスをなくすために、企業における施策として希望するものを聞いたところ、「適正な人員配置・組織体制などの見直し」

(39.1%)が最も高くなりました。次いで、「仕事の進め方の改善、業務配分の見直し」(32.0%)でした。現場の声に耳を傾けながら、バランスのとれた組織づくりを目指しましょう。
【コロナ禍における職業生活のストレスに関する調査 2022(連合)】
https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20221208.pdf?1151

企業年金の運用に企業責任義務化へ!?

◆貯蓄から投資の時代へ
政府は、企業等に蓄積された325兆円の現預金を、人・スタートアップ・GX・DXといった重要分野への投資につなげ、成長を後押しするとともに、我が国の家計に眠る現預金を投資につなげ、家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要であるとして、「資産所得倍増プラン」を掲げました。そして、以下の7本柱の取組みを一体として推進するとしています。
① 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化
② 加入可能年齢の引上げなどiDeCo制度の改革
③ 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
④ 雇用者に対する資産形成の強化
⑤ 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
⑥ 世界に開かれた国際金融センターの実現
⑦ 顧客本位の業務運営の確保

◆企業による雇用者の資産形成に向けた強化
「資産所得倍増プラン」の柱の1つである「企業による雇用者への資産形成の強化」において、企業は、従業員が資産形成に関するアドバイスを得られるようにしたり、所得水準を上げたり、中小企業においては職場つみたてNISAや企業型確定拠出年金(DC)、iDeCoが広がる取組みを行ったりすることが求められます。

◆金融庁の狙い
「資産所得倍増プラン」に関連して、金融庁は、企業年金の運用について、企業自身も責任を負うように法律で義務付けるとしています(2022.12.5日経新聞)。企業型DCについて運用されない資産放置が約2,600億円あったり、確定給付企業年金(DB)では知識のない担当者が金融機関に任せきりで運用戦略がなかったり等、企業年金の運用に問題があるとして、2023年の通常国会で金融サービス提供法などの改正を目指すとしています。
今後、企業にどのようなことが課せられのか、法改正を含めて動向を追う必要がありそうです。
【厚生労働省社会保障審議会 企業年金・個人年金部会資料「資産所得倍増プラン」】
https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001020919.pdf

2 月の税務と労務の手続提出期限
［提出先・納付先］

1 日

〇 贈与税の申告受付開始＜3月15日まで＞［税務署］

10 日

〇 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］

〇 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］

15 日

〇 所得税の確定申告受付開始＜3月15日まで＞［税務署］
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

28 日

〇 じん肺健康管理実施状況報告の提出［労働基準監督署］

〇 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］

〇 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］

〇 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］

〇 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］

〇 固定資産税・都市計画税の納付＜第4期＞［郵便局または銀行］
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

当事務所よりひと言

10 年に一度の寒波が日本列島を襲い、各地で大雪や寒波の被害が出ています。また、コロナに加えてインフルエンザの流行も懸念されています。

「冬来りなば春遠からじ」という言葉もあります。コロナの終息を願いながら、春を待ちましょう。